

平成 3 0 年

第 4 回国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 平成 3 0 年 8 月 2 9 日 (水) 午後 6 時

会 場 市役所 9 階 第 1 委員会室

苫小牧市国民健康保険運営協議会

会 議 次 第

1 諮問

2 市長挨拶

3 開会

4 会長挨拶

5 報告事項

第1号 国民健康保険運営協議会委員の委嘱について

第2号 第14回定例会以降の市議会の結果について

第3号 平成29年度国民健康保険事業会計決算について

6 協議事項

第1号 市長からの諮問事項

苫小牧市税条例の一部改正について

7 その他

報告事項第 1 号

国民健康保険運営協議会委員の委嘱について

1 被用者保険等保険者を代表する委員の委嘱について

< 苫小牧市国民健康保険条例抜粋 >

(協議会の委員の定数)

第 3 条 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 被保険者を代表する委員 | 3 人 |
| (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 3 人 |
| (3) 公益を代表する委員 | 3 人 |
| (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 | 1 人 |

2 前項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が、別に定める。

報告事項第2号

第14回定例会以降の市議会の結果について

第14回定例会（平成30年2月23日から3月16日まで開催）

- (1) 平成29年度国民健康保険事業特別会計第2回補正予算案
2月23日全会一致により可決
- (2) 平成30年度国民健康保険事業特別会計予算案
- (3) 苫小牧市税条例等の一部改正
3月13日全会一致により可決

第15回定例会（平成30年6月7日から6月15日まで開催）

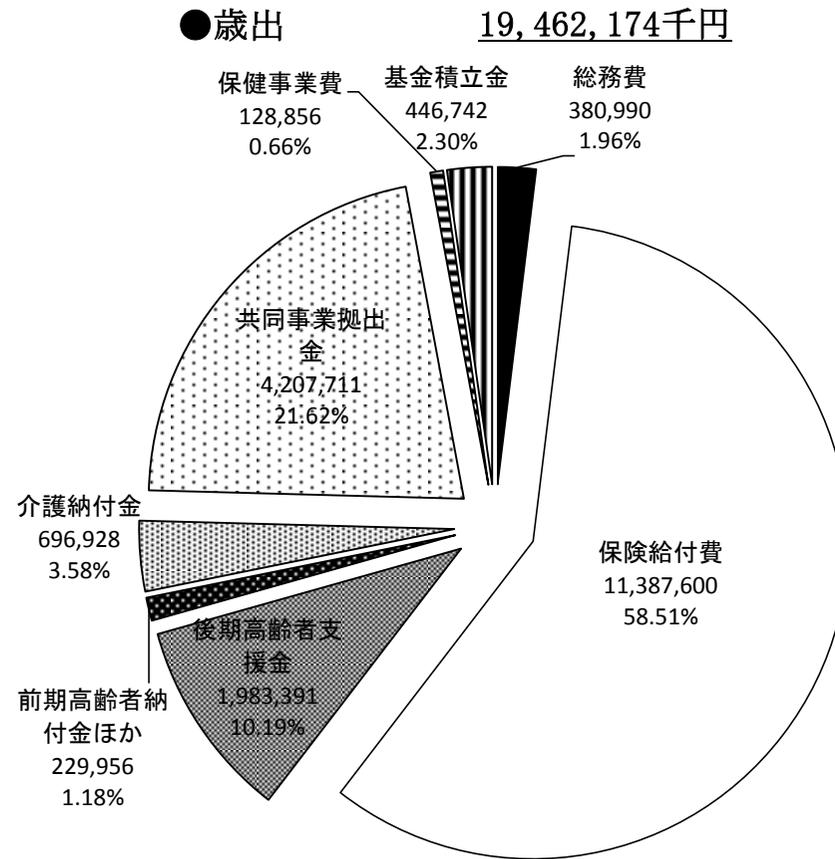
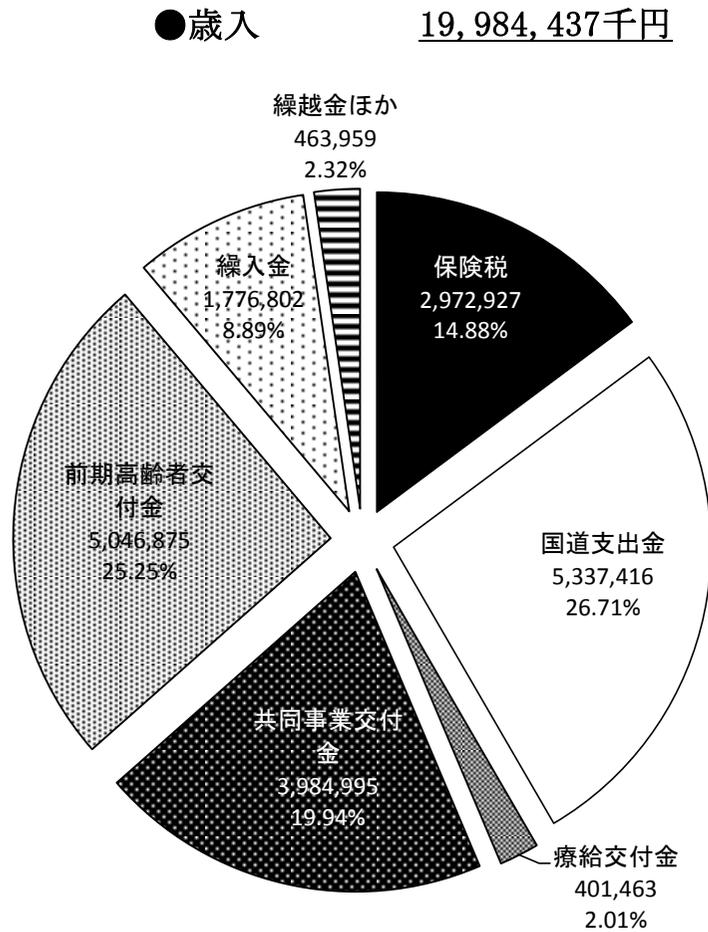
- (1) 苫小牧市税条例の一部改正
6月7日承認

第16回臨時会（平成30年7月17日開催）

- (1) 平成30年度国民健康保険事業特別会計第1回補正予算案
7月17日全会一致により可決

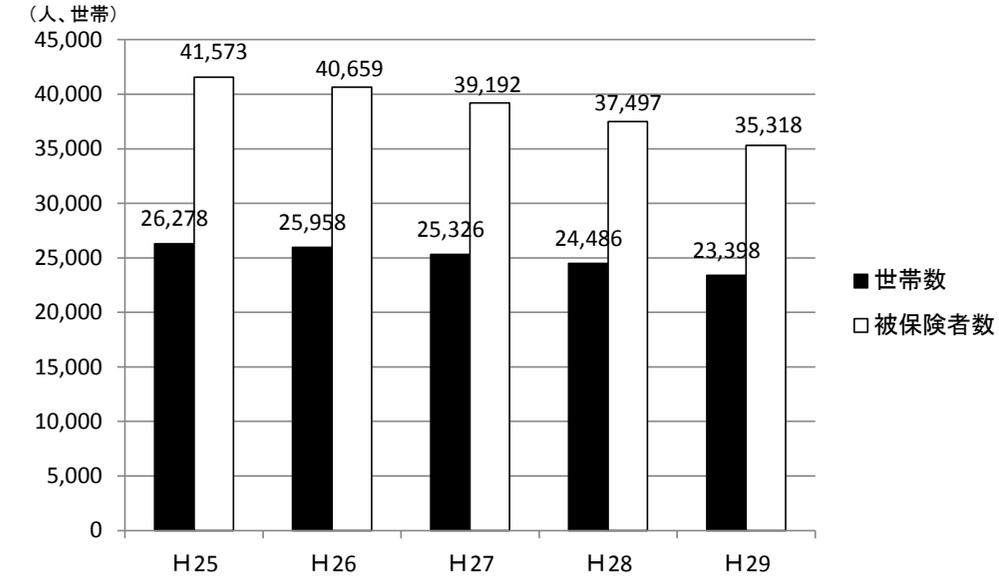
報告事項第3号

平成29年度国民健康保険事業会計決算について

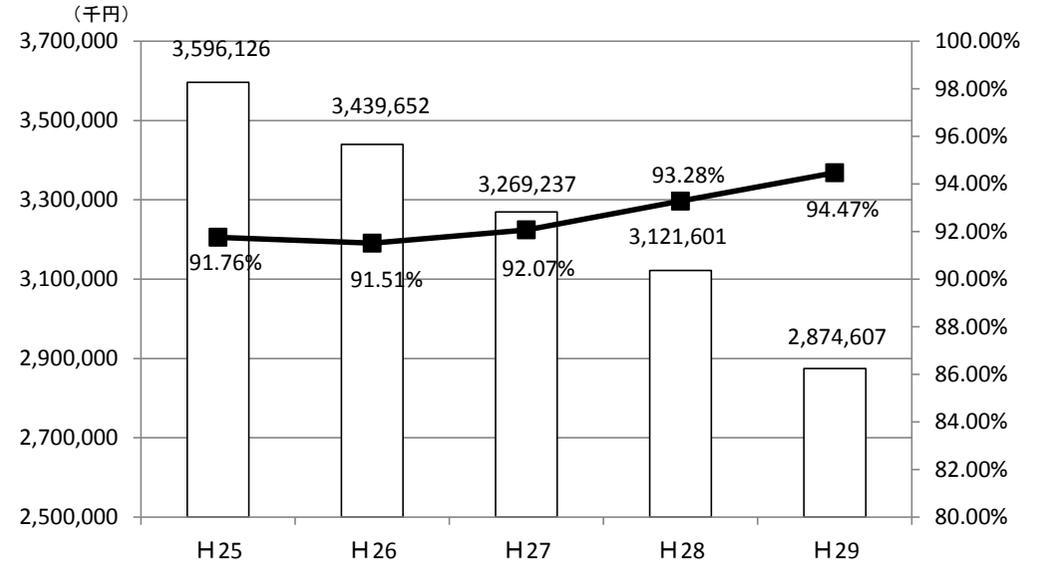


歳入歳出差引 522,263千円 は翌年度へ繰越

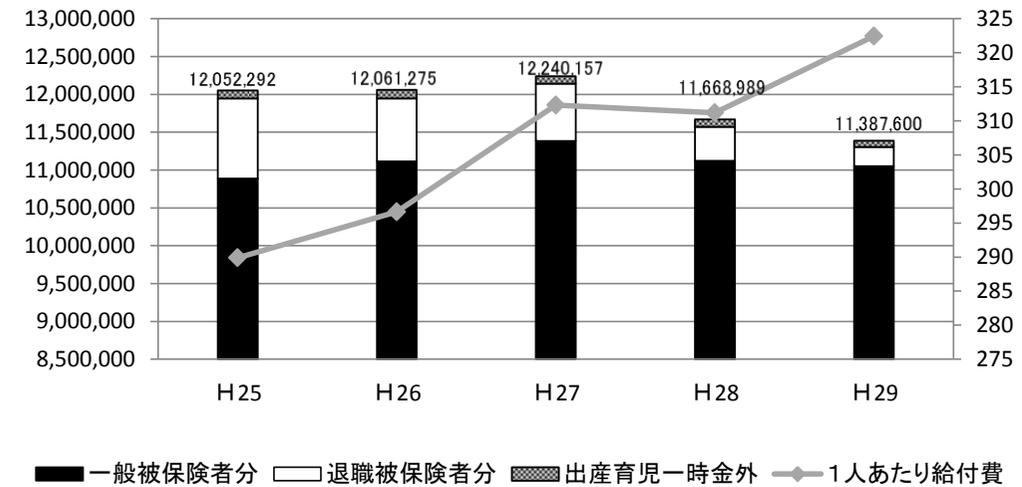
国保世帯数・被保険者数の推移（3 - 2 ベース年度平均）



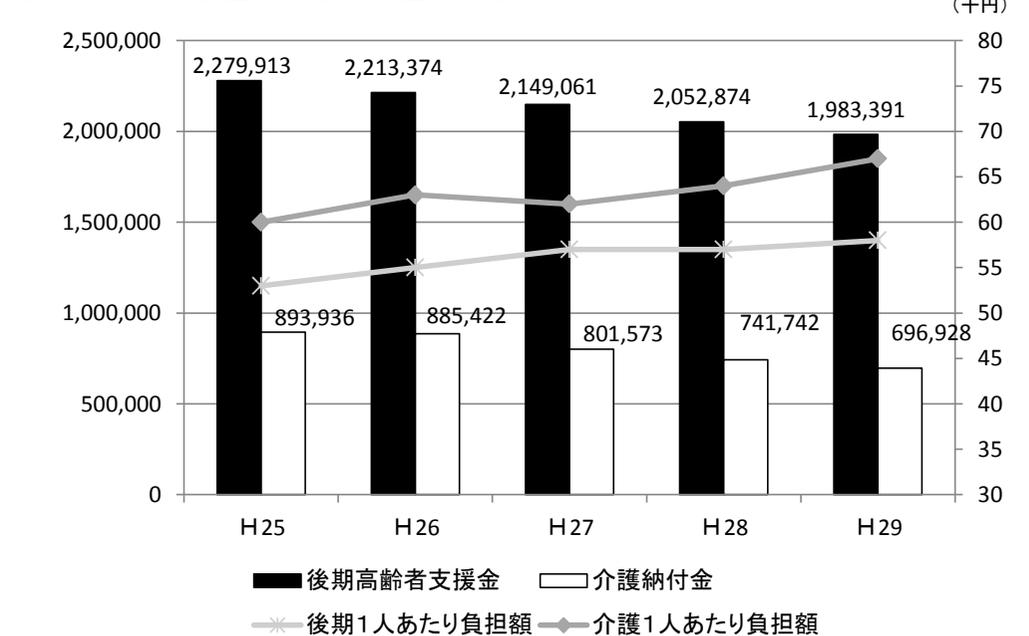
国保税調定額・収納率の推移（現年度分）



保険給付費の推移



後期高齢者支援金・介護納付金の推移



	H25	H26	H27	H28	H29
一般被保険者分	10,885,806	11,114,753	11,383,948	11,122,710	11,052,056
退職被保険者分	1,059,085	830,606	757,708	449,136	253,835
出産育児一時金外	107,401	115,916	98,501	97,143	81,709
1人あたり給付費	290	297	312	311	322

協議事項第1号 市長からの諮問事項

苫小牧市税条例の一部改正について

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の税率等の改正

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額について、所得割額の率、均等割額、平等割額を次のように改正する。

【基礎課税額】

	現 行	改 正	備 考
所得割額	8.22%	7.88%	第138条第1項の改正
均等割額	17,700円	16,700円	第138条第3項の改正
平等割額 (下記以外)	30,700円	29,900円	第138条第4項第1号の改正
平等割額 (特定世帯)	15,350円	14,950円	第138条第4項第2号の改正
平等割額 (特定継続世帯)	23,025円	22,425円	第138条第4項第3号の改正

【後期高齢者支援金等課税額】

	現 行	改 正	備 考
所得割額	2.5%	2.81%	第138条の2第1項の改正
均等割額	7,300円	8,600円	第138条の2第2項の改正
平等割額 (下記以外)	5,800円	6,600円	第138条の2第3項第1号の改正
平等割額 (特定世帯)	2,900円	3,300円	第138条の2第3項第2号の改正
平等割額 (特定継続世帯)	4,350円	4,950円	第138条の2第3項第3号の改正

これに伴い低所得者層の高負担を緩和させるため、国民健康保険税の減額を次のように改正する。

【基礎課税額】

		現 行	改 正	備 考
7 割 軽減額	均等割	12,390円	11,690円	第146条第1号アの改正
	平等割 (下記以外)	21,490円	20,930円	第146条第1号イ(ア)の改正
	平等割 (特定世帯)	10,745円	10,465円	第146条第1号イ(イ)の改正
	平等割 (特定継続世帯)	16,118円	15,698円	第146条第1号イ(ウ)の改正
5 割 軽減額	均等割	8,850円	8,350円	第146条第2号アの改正
	平等割 (下記以外)	15,350円	14,950円	第146条第2号イ(ア)の改正
	平等割 (特定世帯)	7,675円	7,475円	第146条第2号イ(イ)の改正
	平等割 (特定継続世帯)	11,513円	11,213円	第146条第2号イ(ウ)の改正
2 割 軽減額	均等割	3,540円	3,340円	第146条第3号アの改正
	平等割 (下記以外)	6,140円	5,980円	第146条第3号イ(ア)の改正
	平等割 (特定世帯)	3,070円	2,990円	第146条第3号イ(イ)の改正
	平等割 (特定継続世帯)	4,605円	4,485円	第146条第3号イ(ウ)の改正

【後期高齢者支援金等課税額】

		現 行	改 正	備 考
7 割 軽減額	均等割	5, 1 1 0 円	6, 0 2 0 円	第 1 4 6 条第 1 号ウの改正
	平等割 (下記以外)	4, 0 6 0 円	4, 6 2 0 円	第 1 4 6 条第 1 号エ (ア) の改正
	平等割 (特定世帯)	2, 0 3 0 円	2, 3 1 0 円	第 1 4 6 条第 1 号エ (イ) の改正
	平等割 (特定継続世帯)	3, 0 4 5 円	3, 4 6 5 円	第 1 4 6 条第 1 号エ (ウ) の改正
5 割 軽減額	均等割	3, 6 5 0 円	4, 3 0 0 円	第 1 4 6 条第 2 号ウの改正
	平等割 (下記以外)	2, 9 0 0 円	3, 3 0 0 円	第 1 4 6 条第 2 号エ (ア) の改正
	平等割 (特定世帯)	1, 4 5 0 円	1, 6 5 0 円	第 1 4 6 条第 2 号エ (イ) の改正
	平等割 (特定継続世帯)	2, 1 7 5 円	2, 4 7 5 円	第 1 4 6 条第 2 号エ (ウ) の改正
2 割 軽減額	均等割	1, 4 6 0 円	1, 7 2 0 円	第 1 4 6 条第 3 号ウの改正
	平等割 (下記以外)	1, 1 6 0 円	1, 3 2 0 円	第 1 4 6 条第 3 号エ (ア) の改正
	平等割 (特定世帯)	5 8 0 円	6 6 0 円	第 1 4 6 条第 3 号エ (イ) の改正
	平等割 (特定継続世帯)	8 7 0 円	9 9 0 円	第 1 4 6 条第 3 号エ (ウ) の改正

なお、この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

協議事項第1号資料

旧 保 険 税 率

分／方式	所得割	均等割 (人数)	平等割 (世帯)
医療基礎	8.22%	17,700円	30,700円
後期高齢者 支援金	2.50%	7,300円	5,800円
介護納付金	2.23%	6,800円	6,400円

新 保 険 税 率

分／方式	所得割	均等割 (人数)	平等割 (世帯)
医療基礎	7.88%	16,700円	29,900円
後期高齢者 支援金	2.81%	8,600円	6,600円
介護納付金	2.23%	6,800円	6,400円

新・旧税率の比較表

分／方式	所得割	均等割	平等割
医療基礎	▲ 0.34%	▲1,000円	▲ 800円
後期支援	0.31%	1,300円	800円
介護納付金	0%	0円	0円
増減	▲0.03%	300円	0円

税額比較例【年額】

65歳以上 単身 年金収入のみ 【7割軽減に該当】 収入150万円 → 所得30万円			40歳代 夫婦 夫の給与収入のみ 【軽減の該当なし】 収入300万円 → 所得192万円		
旧税率	増減	新税率	旧税率	増減	新税率
18,400	なし	18,400	312,200	+100円 (+0.03%)	312,300

※ 所得は基礎控除(33万円)前の所得金額

- 基本的に現在の保険税率を据置きながら、各区分において収支バランスが改善できるように調整を図った。
- 医療基礎は引き下げとなるが、後期支援は引上げとなる。但し、全体の税率としては、ほぼ変化なし。
- 介護納付金の税率を据置いたことで、半数以上の世帯で増減なし若しくは減額となる。

年間増減額と年間税額の早見表

新税率と旧税率の年間増減額早見表

☆該当する収入と世帯人数で、税額の年間増減額を確認できます。 【単位：円】

年金収入		給与収入	所得	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
65歳以上	65歳未満						
1,530,000	1,030,000	980,000	330,000	0	100	300	400
1,805,000	1,305,000	1,255,000	605,000	0	300	300	600
2,030,000	1,600,000	1,480,000	830,000	100	100	300	400
2,080,000	1,670,000	1,530,000	880,000	100	100	200	400
2,355,000	2,040,000	1,900,000	1,155,000	0	300	200	300
2,530,000	2,273,000	2,156,000	1,330,000	0	200	500	300
2,630,000	2,406,000	2,300,000	1,430,000	▲ 100	200	400	300
2,905,000	2,773,000	2,692,000	1,705,000	▲ 100	200	300	600
3,030,000	2,940,000	2,868,000	1,830,000	▲ 200	100	300	400
3,180,000	3,140,000	3,084,000	1,980,000	▲ 200	100	400	400
3,506,000		3,476,000	2,255,000	▲ 400	▲ 100	200	300
3,606,000		3,584,000	2,330,000	▲ 300	0	300	300
3,873,000		3,836,000	2,530,000	▲ 400	▲ 100	200	500
4,223,000		4,180,000	2,805,000	▲ 400	▲ 100	200	500
4,252,000		4,212,000	2,830,000	▲ 500	▲ 200	100	400
4,547,000		4,524,000	3,080,000	▲ 500	▲ 200	100	400
4,841,000		4,836,000	3,330,000	▲ 600	▲ 300	0	300
4,870,000		4,868,000	3,355,000	▲ 600	▲ 300	0	300
5,194,000		5,212,000	3,630,000	▲ 700	▲ 400	▲ 100	200
5,429,000		5,460,000	3,830,000	▲ 800	▲ 500	▲ 200	100
5,517,000		5,556,000	3,905,000	▲ 700	▲ 400	▲ 100	200
5,841,000		5,900,000	4,180,000	▲ 900	▲ 600	▲ 300	0
6,017,000		6,084,000	4,330,000	▲ 900	▲ 600	▲ 300	0
6,488,000		6,584,000	4,730,000	▲ 1,000	▲ 700	▲ 400	▲ 100
6,605,000		6,700,000	4,830,000	▲ 1,100	▲ 800	▲ 500	▲ 200
6,811,000		6,892,000	5,005,000	▲ 1,100	▲ 800	▲ 500	▲ 200
7,135,000		7,200,000	5,280,000	▲ 1,200	▲ 900	▲ 600	▲ 300

新税率による国保税年間額早見表

【単位：円】

A表【全世帯共通】

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
18,400	26,000	33,700	41,300
60,200	72,900	85,500	98,200
102,800	96,900	109,600	122,200
120,500	102,200	114,900	127,500
149,900	157,800	144,300	156,900
168,700	176,500	196,800	175,700
179,300	204,600	207,400	186,400
208,700	234,000	236,800	257,100
222,100	247,400	250,200	270,400
238,100	263,400	288,700	286,400
267,400	292,700	318,000	315,800
275,600	300,900	326,200	323,900
296,900	322,200	347,500	372,800
326,300	351,600	376,900	402,200
329,000	354,300	379,600	404,900
355,700	381,000	406,300	431,600
382,500	407,800	433,100	458,400
385,100	410,400	435,700	461,000
414,500	439,800	465,100	490,400
435,900	461,200	486,500	511,800
443,900	469,200	494,500	519,800
473,200	498,500	523,800	549,100
489,400	514,700	540,000	565,300
532,100	557,400	582,700	608,000
542,800	568,100	593,400	618,700
561,400	586,700	612,000	637,300
590,800	616,100	641,400	666,700

B表【40～64歳】

世帯に40～64歳が	
1人いる	2人いる
3,900	6,000
12,700	16,100
21,700	21,100
25,400	22,200
31,500	34,300
35,500	38,300
37,700	44,500
43,800	50,600
46,600	53,400
49,900	56,700
56,100	62,900
57,800	64,600
62,200	69,000
68,300	75,100
68,900	75,700
74,500	81,300
80,100	86,900
80,600	87,400
86,700	93,500
91,200	98,000
92,900	99,700
99,000	105,800
102,400	109,200
111,300	118,100
113,500	120,300
117,400	124,200
123,500	130,300

国保税額の計算方法

A表で該当となる収入と世帯人数から税額を確認 ⇒ 40～64歳の方がいる場合は、B表で税額を確認 ⇒ A表とB表の税額を足します。

※増減額並びに税額は、目安の金額となりますので、所得額や世帯条件により、実際の額とは異なります。

※表の税額は、平成30年8月時点の算定税額となりますので、法改正による軽減世帯の拡充などにより変更となる可能性があります。